



令和 5 年 7 月 6 日

三豊市議会議長 浜口 恭行 様

議会活性化特別委員長 込山 文吉

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会に付託された事件について、調査の結果を下記のとおり、三豊市議
会会議規則第 110 条の規定に基づき報告します。

記

1 調査事件

視察先	調査事項
徳島県吉野川市議会	吉野川市議会議員による職員に対するハラスメン トに関する条例について

2 研修者

委員 長 込山 文吉
副委員長 石井 勢三
委 員 為広 員史 城中 利文 丸戸 研二 高木 修
田中 達也 金子 辰男 瀧本 哲史 西山 彰人
(10 名)

議 長 浜口 恭行
事務局 長 西川 昌幸
書 記 松岡 大輔

3 欠席者

なし

4 調査の経過及び概要 (別紙 1)

5 委員所感 (別紙 2)

徳島県吉野川市議会

- (1) 日 時 令和 5 年 4 月 13 日 (木) 午前 10 時から午前 11 時 10 分まで
- (2) 調査案件 『吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について』
- (3) 対応者
- ・ 吉野川市議会議長 山添 純二 氏
 - ・ 吉野川市議会副議長 阿佐 勝彦 氏
 - ・ 吉野川市議会事務局長 和泉 光弘 氏
 - ・ 吉野川市議会事務局議事課長 森本みどり 氏
 - ・ 吉野川市議会事務局議事課長補佐 岡田 祐子 氏
- (4) 調査の経過

吉野川市役所本館 4 階全員協議会室において、山添議長及び込山委員長のあいさつの後、阿佐副議長より調査案件について説明を受けた。その後、質疑応答を行い、最後に石井副委員長がお礼のあいさつを行った。

(5) 調査結果

令和 3 年 7 月に市議会議員の市職員に対するハラスメントの疑いがある案件が発生し、職員から議会へ申立書が提出され、メディア(新聞)で報道されたこともあって、吉野川市議会では議員政治倫理条例に基づく政治倫理審査特別委員会を設置し、事実確認の調査及び条例制定に向けた検討を行った。

この条例は、議員のハラスメントに対する意識付け及び政治倫理の向上を目的として、今後職員に対してハラスメントを起こさない、また、その継続性を担保するため、政治倫理条例とは別に制定された経緯がある。

当該事案の事実確認は、第三者委員会を設置せず、7 名で構成された特別委員会を 3 回開催し、当事者双方から聞き取りを行っている。特別委員会では、ハラスメント事案の認定に至っていないが、当該議員には、9 月議会で嚴重注意と、猛省を求める決議を行い、議会全体として市民の信頼回復に努めている。

山添議長からは、議員と職員の信頼関係が構築できていれば発生しなかった事案であった、という思いが述べられた。



▲視察研修の様子

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名	込山 文吉
-----	-------

1 研修日時

令和5年4月13日（木）10：00～

2 研修先

徳島県吉野川市議会

3 研修目的

ハラスメント条例制定と政治倫理条例の整合性について

4 所感

令和5年2月3日に太田雅幸弁護士を講師に迎えハラスメントについての議員研修を開催した。その際、三豊市議会が進めているハラスメント防止条例についてアドバイスをいただき、政治倫理条例との整合性について課題に挙げた。太田弁護士から、吉野川市が、政治倫理条例とハラスメント防止条例を制定していることを聞き、整合性についての考えを整理するための参考にすることを目的に、今回の視察研修となった。

結論から言えば、吉野川市のハラスメント条例制定は、必要に迫られ急遽制定している感が強く、事件が起こった後での制定であった。

今回の研修で三豊市議会の進め方がより先進性があると感じた。

ハラスメント条例を制定することにより、ハラスメント研修を定期的に行うことができるようにすることが大きな目的である。

事件が起こった時のことが、どうしても議論の中心になるが、時代の要請はハラスメントを理解し、事件にならないよう行動することを考える切掛けとする条例制定であるべきである。第三者委員会設置についても決まっておらず、これからの課題としている。

政治倫理条例との整合性についても、三豊市の進め方に対する参考にはならなかった。太田弁護士を迎えての議員研修で確認できた方向性に議論を進めていくべきと感じた。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名	石井 勢三
1 研修日程 令和5年4月13日(木) 10:00 ~ 11:30	
2 研修先 徳島県吉野川市議会 (吉野川市役所)	
3 研修目的 吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について	
4 研修所感 令和3年7月、吉野川市議会議員から市職員に対するハラスメントの疑いがある案件が発生、市議会として、吉野川市議会議員政治倫理条例に基づき、政治倫理審査特別委員会を設置し、対応にあたった。この問題を受けて、今後、同様の問題が起こらないようにするためにはどうすれば良いかを検討した結果、条例を制定することになった。そのため、条例名にも「議員による職員に対するハラスメント」と明記し、対象をはっきり示し、あえて対象を絞った条例としている。 ・実際にハラスメント事案が起こった場合、どのような流れか 事案が生じた場合には、政治倫理条例に沿って対応することとなる。 ・第三者委員会の設置について 第三者の意見を議会としてどう捉えどのように反映していくか、費用弁償の支払いをする根拠は、など課題が多いため、第三者による諮問機関の設置を規定しない。 ・条例制定後の後の職員と議員の関係について 社会の中でハラスメントを防止する機運が高まっている中、議員がハラスメントを起こさないことは当然である。個々の議員がしっかりとハラスメントと向き合っていく姿勢が最も必要である。 今後の課題として、最新の状態にするための研修を実施。議員から職員に対してのハラスメントに限定した条例だけでなく、対象を広げることも必要と考えている。職員の訴えも、相当の勇気と覚悟のもとであるため、事件後の配慮も必要であるとの意見も出た。 今回の研修では、現実的に起こった事件の内容を聞き危機感を感じての対応と感じた。わが三豊市でも、いつ起こるかわからないことだけに、起こらないような取り組みが必要と考える。唯、起こった時の迅速な対応が必要なだけに、第三者委員会は、必要でないのかと感じた。	

研修で一番感じたことは、ハラスメント事件が起こらないように、常に意識して、細心の注意をはらうことが大切であると思った。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名	為広 員史
<p>1 研修日時 令和5年4月13日(木) 10:00～</p> <p>2 研修先 徳島県吉野川市議会</p> <p>3 研修目的 吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について</p> <p>4 研修内容・所感 吉野川市議会議員政治倫理条例があり、当初この条例により協議してきたが、なかなか微妙な案件なので、ハラスメントに関する条例を別に制定し協議することとした。 いろいろ説明を聴いたが、条例を制定することにより幕引きを図ったように思えた。 三豊市議会としては、先に条例を制定し、この様な事例が起きないようにすることが肝心なのではないかと思った。</p>	

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名	城中 利文
1 研修日程 令和5年4月13日(木) 10:00～11:10	
2 研修先 徳島県吉野川市議会	
3 研修目的 吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について	
4 研修所感 令和3年7月に、当時施設長であった職員に対して議員によるハラスメント事案が発生し、8月に当該職員から申立書が提出され、同月にメディア(新聞社)が報道した。その事案を受けて、議会としてハラスメントの根絶、議員の政治倫理の向上等を目的として、令和4年3月に条例を制定している。 吉野川市議会では、実際にハラスメント事案が発生して条例を制定しているため、本市議会と状況は異なる。また、議員各位が職員との関係性を構築し、意思疎通ができる信頼関係を築いていくことに重点を置いていることから、条例の制定は決意表明という意味合いが強い。 今回の視察研修にて正副議長の説明を聞いた限りでは、日常会話と受け取れる内容のその一部分について発言の受け取り方に相違が生じたとのことであるため、ハラスメント事案はどこでも起こり得る問題である。しかし、三豊市のための議会活動や市民のための議員活動を行う中では、職員等相手方に言わなければならないこともあるため、いつでも相手の気持ちを考え、細かな気配りや思いやりを持っておくことが大切である。	

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名

丸戸 研二

1 研修先

徳島県吉野川市議会

2 研修日時

令和5年4月13日(木)午前10時～11時30分

3 研修目的

吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について

4 研修所感(概要)

(1) 事の起こり

被害者は、市の職員であったが定年退職によって会計年度再任用職員となり、公民館長として勤務していた。加害者である市議会議員は、被害者に対して「いつまで勤めるのか」という意味の言葉を掛けた。

これに対し職員は、直ちに職を辞し、申立書を提出した。また、メディアに情報を提供し、数度にわたり新聞記事となった。

(2) 議会の対応

政治倫理条例に基づき、政治倫理審査特別委員会を設置して対応に当たった。

(3) 委員会の結論

ハラスメント事案自体には白黒つけられなかった。

本会議において謝罪することを求めたが、議員は応じなかった。

「吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」を制定

(4) 所管

ハラスメントは許すことのできない犯罪である。しかし、ハラスメントは被害を受けたと感じたことによってハラスメントが疑わしい状態となることから、双方の認識の相違も発生しやすいし、同じような事案でも、ハラスメントと感じる人と感じない人もいる。

本件は、市議が威圧的意識を持って職員に言ったものかどうかは不明であるが、言われた側がハラスメントと判断したものである。

本件は、訴訟手続きが行われず、申立書が提出され、情報がメディアに提供されたものである。市議会としては、倫理条例に基づいて特別委員会を設置して対応したが、事案に白黒をつけるようなことはできていない。

議会が議員を裁くことについて、内々の論理を主張する向きもあるが、それでは弁護士ならできるのか。事案が訴訟に持ち込まれた場合には、どちらにしても訴訟の成り行き眺めになってしまう。当然、訴訟より先に議会としての裁きの結論を出しても、本訴の判決と違う結果となった場合には新たな課題を背負うことにもなりかねない。

また、裁判の判決の後で議会としての裁きを出してもほぼ意味はない。

次に、「信頼関係」であるが、吉野川市議会の説明にも、職員との信頼関係が築けていたらこんなことにはならなかったのではないかという見解が示されていたが、そもそもハラスメントの事実と職員との信頼関係は別次元のものであり、本来的な解決策とは思えない。

例えばであるが、市職員に対して市議会議員がハラスメントを行ったとしても、議長に対して申し立てをすることは稀で、直属の上司か総務部局の窓口で申し立てることの方が多いのではないかとと思われる。

そうなると、まずは市長部局で事情聴取などにより事実の認定に至るのではないか。その後、議会にしかるべき措置を求める動きがあるのが普通であるが、結局、決着を付けることを望むのであれば訴訟による外はない。

事案に白黒を付けることも否定しないが、まず、ハラスメント事案についての研修が必要である。何がハラスメントで何はハラスメントにはならないという区分を認識しなければ混乱が生じる。少なくとも、仕事上のことで意見が対立しても、不穏当な発言をしない限りハラスメントは成立するものではない。そうでなければ仕事上のことで職員と対等に話をするということにも気を付けなければならなくなる。

次に、ハラスメントの相談をする窓口をはっきりさせておくことである。ハラスメント事案と思われることが発生しても、相談を躊躇すれば解決が遅れることにもなるし、早く客観性を入れることも必要ではないかと考える。

三豊市の条例案では、第三者委員会を置いてハラスメント事案を裁くことを想定しているが、弁護士と言えども本当に完全無欠に人を裁くことができるのであろうか疑問に思う。というのは、裁判においても一方は有罪を求め、一方は無罪を主張するのである。弁護士とは法律の専門家としてクライアントの願いを叶える方向に動くものである。人を裁く立場ではない。

今必要なのは、みんなでハラスメントを知りましょう。そしてハラスメントをしないように行動しましょう。という意識の醸成ではないかと思う。今検討中の条例は、そのことを明記すべきものと考ええる。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名	高木 修
<p>1 研修日程 令和5年4月13日(木) 10:00～11:10</p> <p>2 研修先 徳島県吉野川市議会</p> <p>3 研修目的 吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について</p> <p>4 研修所感</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 令和3年7月に、市議会議員の市職員に対するハラスメントの疑いがある案件が発生した。(2) 吉野川市議会では、議員政治倫理条例に基づく政治倫理審査特別委員会を設置し、事実確認の調査及び条例制定に向けた検討を行った。(3) 三豊市においても、ハラスメント事案はいつ発生してもおかしくない状況に置かれていると考えられる。(4) 事前予防の観点から、ルール上、あらゆる手立てを講じておく必要があると考えられる。	

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名

田中 達也

1 研修日程

令和5年4月13日(木) 10:00

2 研修先

徳島県吉野川市議会

3 研修目的

吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について

4 研修所感

吉野川市議会のハラスメント条例は、実際に起こったハラスメント事案への対応策として制定されたもので、理念条例としての意味合いが強い。

対して三豊市議会では、ハラスメントを正確に理解し、発生を防止することに主眼が置かれており、事後の対応まで含めた実効性のあるものにする事が求められると考えている。

SNSでの炎上などの影響はなかったかと確認したが、当時は想定もしていなかったとのことであった。

第三者委員会の設置について問うたところ、現議長としてはそうしなければ火が消せないと考えているが、楽観的に見れば時が解決してくれるという答えが返ってきた。今後の課題として捉えている程度にとどまっており、三豊市議会としてどうすべきかの参考になるものではなかった。

三豊市議会としては、太田弁護士を迎えて行なった議員研修の内容に基づいて議論を深め、実施していくべきである。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名

金子 辰男

1 研修日程

令和5年4月13日(木)

2 研修先

徳島県吉野川市議会

3 研修目的

吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について

4 研修所感

吉野川市役所本館4階全員協議会室において、山添吉野川市議会議長挨拶の後、阿佐副議長より調査案件について説明を受けた。その後、質疑応答を行った。

調査結果

令和3年7月に、市議会議員による市職員に対してハラスメントの疑いがある事案が発生し、職員から議会へ申立書が提出されました。その後メディアで報道されたこともあって、吉野川市議会では議員政治倫理条例に基づき、政治倫理審査特別委員会を設置し、事実確認の調査及び、条例制定に向けた検討を行った。この条例は、議員のハラスメントに対する意識付けに加えて政治倫理の向上を目的として、今後とも、お互いに、ハラスメントを起こさないためのものである。

当該事案の事実確認は、第三者委員会を設置せず、7名で構成された特別委員会を3回開催し、当事者双方から聞き取りを行っている。特別委員会では、ハラスメント事案の認定に至っていないが、当該議員には、9月議会で厳重注意と猛省を、求める決議を行い、議会全体として市民の信頼回復に努めている。

所感

お互い人として人生を振り返った時、憎しみとか腹立たしさとかより、虚しさが後々残るのではないか。地域の人達に反省の姿勢や、気持ちが伝わるように、日々精進されることが大切。

人の振り見て我が振り直せ。襟を正し、公の身にあることを忘れないように。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名	瀧本 哲史
1 研修日程 令和5年4月13日(木) 10:00～11:10	
2 研修先 徳島県吉野川市議会	
3 研修目的 吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について	
4 研修所感 (説明) 過去に議員(加害者)と職員(被害者)間でハラスメントにあたる出来事があった。 その際、第三者委員会は設置していない。 手続き上の大変さから議員と職員に限定したハラスメント条例を作った。 (質疑応答) ハラスメントの範囲や考え方については。 →被害者本人がハラスメントを受けたと感じたら。普段から良い付き合い方をすることが、ハラスメントの抑制になると思う。 最終的な処分は。 →注意をして、議場で猛省を促す決議をとった。被害者がある程度議会で対応する動きがあったため、それなりに満足してくれた。 発覚した状況は。 →職員からの告発。 倫理特別委員会は何人で構成されたのか。意見の様子は。 →7人、意見は様々だったが被害者側による意見があった。 職員の当時の状況は。 →職員が直接メディアに告発した 告発した職員は、再任用の公民館勤務で即日退職した。 具体的な内容は。決意表明の倫理条例だけで十分か。 →内容は、加害者が被害者を侮辱した。 判断の難しさは。 →難しい。2人の関係性がむかしからあり、その影響もある。	

問題があった時、SNS 等の影響はなかったのか。また第三者委員会設置の必要性は。

→その時は無かった。時が解決してくれる。

メディア対応はどうされたのか。

→新聞に、議会の対応を時系列で5回ほどのった。

(所感)

対応は後手にまわらないようにすること。

第三者委員会はやはり必要。

相談窓口が必要。

日頃の関係性や、接し方が重要。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

委員名	西山 彰人
1 研修日程 令和5年4月13日(木)	
2 研修先 徳島県吉野川市議会	
3 研修目的 吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について	
4 研修所感 職員が議員に対してハラスメント被害を告発することは、困難と思われる。 吉野川市の場合は、定年退職後に再任用されていた職員の告発であり、事件後速やかに退職し、その後マスコミを通じて告発したようである。 この事件を受けて、条例が作られたので、三豊市の場合とは少し事情が異なるようである。 職員が議員を告発した場合は、いかにして職員を守るべきか、またその告発が虚偽の場合も考えられることから、慎重な審議が必要と思われる。 三豊市は、調査、審議などを第三者にお願いする予定なので、慎重な対応が可能と思われる。 吉野川市の議長の発言にもあったように、ハラスメントはされた側の心の問題が大きいと考えるので、職員に対する接し方は、議員個々が十分に配慮すべきと思った。 また、議員間で気軽に注意しあうことが出来ればとの思いも強く感じた。	

※所感の提出については、メールまたはUSB等によるデータで事務局に提出ください。